

美里町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を実施した結果について、同条第9項の規定により公表する。

平成28年2月10日

美里町監査委員 中 鉢 敏 征

美里町監査委員 千 葉 一 男

1 監査の概要

1) 監査の実施期間

定期監査（平成27年度会計）

平成28年2月2日 1日間

2) 監査の実施場所

監査は、南郷庁舎庁議室において関係書類の提出を求め調査を実施した。

3) 監査の対象と範囲

美里町の行政事務事業を執行する教育委員会の所掌する事務及び歳出の執行状況の確認を行い、備品等については、その管理保全の状況等を中心に監査を実施した。

4) 監査に際して提出を求め調査した書類

各部門において保管をしている、事務執行に関する簿書類（タイムカード・年次有給休暇簿・代休日指定簿・週休日の振替等命令簿・超過勤務命令簿・旅行命令簿・公用車等使用簿・安全運転管理チェック表・自家用自動車使用簿及び報告書・物品異動一覧・予算執行状況調書）の提示を求めた。

5) 監査の着眼事項

予算執行に当たっては適正かつ、効果的に行われたか。また、計数管理の面においては違算、誤謬等なかったか等に注目した。

2 監査の結果

- 1) 特に、違法又は不当として、その責任を追及すべきと判断される問題事案は存在しない。
- 2) 今後の事務執行に当たり、善処又は一層の研究対処が望ましいと判断された事項は次のとおりである。

タイムカード

タイムカード方式が導入されおり、管理規程に添った運用の改善がなされた。

一部の部署について、表示の誤りが見られたので、引き続きタイムカード管理規程を遵守されたい。

年次有給休暇等

職場や個人によっても取得の差が見られる。

公平に取得できる課内環境を検討されたい。

業務の状況をみながら管理職からの声掛けが必要であると推察される。

超過勤務

職場や個人により取得に差が見られる。

また、超過勤務命令の事前申請と管理職の確認を励行されたい。

部署内の協力体制と適正な人員配置を検討されたい。

公用車等使用

使用簿の走行距離記載誤りが見られた。

同様業務で使用者により用務名の記載に差異が見られた。

また、走行距離の記載にも一部誤りが見られたので、管理者は一層の確認を励行されたい。

予算執行状況

予算執行に関しては、適正な執行である。

年度途中であるが、適正な予算執行をされたい。

備品等管理

備品等の管理については、記載の誤りが一部見られた。

物品管理システムの導入により、新規取得について台帳登録漏れはなくなったが、システム入力の際の分類区分の誤り、使用場所の未入力が見られたので、物品管理上、可能な限り使用場所は入力され、再度登録方法について部局内で確認されたい。